

請 願 文 書 表

- 1 件 名 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 2 受理年月日 平成26年11月7日
- 3 受理番号 第 2 号
- 4 請 願 者 加西市鶉野町46
加西聴覚障害者協会 会長 松本武彦
- 5 紹介議員 植田通孝、松尾幸宏、中右憲利、長田謙一、衣笠利則、
高橋佐代子、別府 直、黒田秀一、三宅利弘、織部 徹、
森田博美、土本昌幸

6. 請願の要旨

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更に手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えことから、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を国に提出していただくよう請願する。

- 7 付託委員会 建設経済厚生委員会

請願書

平成26年11月7日

加西市議会議長
森元清蔵様

請願者 住所 加西市鷄野町46

氏名 加西聴覚障害者協会
会長 松本武光



紹介議員

議員氏名

植田通孝 (植)

高橋 弘代 (高)

松尾 幸宏 (松)

黒田 秀一 (黒)

土本 昌幸 (土)

別府 直 (別)

三定 利弘 (三)

森田 博美 (森)

長田 謙一 (長)

中右 寛和 (中)

衣笠 利則 (衣)

織部 徹 (織)

【件 名】

「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書

【要 旨】

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書を採択いただき、国に提出していただくようお願いいたします。

【理 由】

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006(平成 18)年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成 23)年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めました。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えるところです。